

令和 7 年度 わらび保育園重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当保育所より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	シャカイフクシ ホウジンワラビ フクシカイ 社会福祉法人和良陽福祉会
代表者氏名	理事長 比嘉 國弘
所在地	沖縄県中頭郡読谷村字波平54－10
電話番号	098-958-0966
FAX 番号	098-923-2235
ホームページ	https://www.warabihoikuen.com

2. 利用施設

施設の名称	わらび保育園
所在地	沖縄県中頭郡読谷村字波平54－10
電話番号	098-958-0966
FAX 番号	098-923-2235
管理者名	園長 比嘉 節子
特別保育等の実施状況	延長保育
職員研修	資質向上のため全職員へ実施
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 9 名 3歳児 2号 18 名
	1歳児 3号 18 名 4歳児以上 2号 27 名
	2歳児 3号 18 名 計 90 名
認可年月日	平成29年 3 月 31 日
事業所番号	4732451000172

3. 施設の目的・運営方針

施設の目的	1. 保育所は日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である。（児童福祉法第39条） 2. 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日々保護者の委託を受けて、保育を必要とするその他の児童を保育することができる
運営の方針	1. 入所する子ども一人一人の最善の利益を守り心身共に健やかな成長をめざした保育を行う。 2. 入所する子どもが日々成長するためには、安定した生活の場を確保し環境を整えると共に養護、教育面を十分に配慮した保育を行う 3. 人と人とのつながりを大切にし、保護者の支援は勿論、地域の行事に参加する等地域に根ざした保育を行う

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	914.83 m ²		
	園庭	229.22 m ²		
建物	構造	RC 構造		
	延べ床面積	815.14 m ²		
施設の内容	乳児室	1 室	保育室	5 室
	ほふく室	1 室	遊戯室	1 室
	調理室	1 室	幼児用トイレ	5 室
	調乳室	1 室	事務室	1 室
			相談室(医務コーナー)	1 室
設備の種類	冷暖房			
その他				

5. 職員の職種、人数、職務内容(令和7年4月1日現在)

職種	人数	備考
園長	1人	
主任保育士	1人	
保育士	12人	うち副主任保育士1人 非常勤(短時間勤務)3人 0歳児は4月は保育士不足により受入れ無し 1歳児15人(定員6人減) 2歳児12人(定員6人減) 3歳児17人(定員1人減) 4歳児20人
調理員	4人	うち短時間勤務1人
事務員	1人	
用務員	1人	

(職務内容)

- (1)園長・・・理事会の決定する方針に従い、保育園の管理運営を統括する
- (2)主任保育士・・・園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。
- (3)保育士・・・保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録及び家庭との連絡等の業務を行う。
- (4)調理員・・・給食献立の立案及び調理、食品の調達計画と受払い、調理室及び食品庫等の管理、食育推進、その他給食に関する業務を行う。
- (5)事務員・・・施設運営経理の業務を行う。
- (6)用務員・・・園舎の内外の清掃その他保育園の運営に必要な雑務を行う。
- (7)嘱託医・・・入所した児童の健康診断と保健衛生の指導に関する業務を行う。

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後7時まで(土曜日は午後6時まで)
休園日	日曜日、祝祭日、慰霊の日、年末年始(12月29日から1月3日)

* 警報発令時の対応について(園のしおり参照)

* 感染症流行時の対応について(園のしおり参照)

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時から午後4時
	延長保育時間	午前7時から午前8時、午後4時から午後7時

* 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。(別表1参照)

8. 提供する保育等の内容

当園は、児童福祉法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

① 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります(誕生会、遠足等)。

献立は毎月献立表でお知らせします。

献立の作成、給食施設栄養定期報告をキッズランチクラブに委託しています。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギーにより給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。

その際は、医師による指示書の提出が必要です。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を中部福祉保健事務所へ提出しています。大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(毎月1回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

- ① 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)
読谷村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。
- ② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等(実費負担)
①②に掲げる保育料のほか、別表2に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については別途お知らせします。

11. 利用の開始について

読谷村の利用調整に基づいて、入所決定がなされ支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意されたものとして保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ② 村外に転出するとき
- ③ 長期欠席するとき
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医 療 機 関 の 名 称	やびく産婦人科・小児科
医 院 長 名 又 は 医 師 名	理事長 屋比久 武、 医師 知念 正夫
所 在 地	北谷町字砂辺306番地
電 話	098-936-6789

② 歯科

医 療 機 関 の 名 称	よみたんハート歯科
医 院 長 名 又 は 医 師 名	屋宜 宣寿
所 在 地	読谷村字伊良皆267-3
電 話	098-956-2225

14. 健康診断・健康管理について

内科検診	全園児	年2回	実施
歯科検診	全園児	年2回	実施
尿検査	全園児	年2回	実施

15. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災を想定した避難訓練(火災)を月1回実施、地震、津波、不審者を想定した避難訓練を年1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
	非常用電源		
避難場所	火災：第1避難場所(玄関前園庭)、第2避難場所(慰霊の塔広場)		
	地震：波平公民館駐車場		

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、すみやかに読谷村子ども未来課・児童相談所等適切な機関に通告します。

18. 賠償責任保険の加入

当保育所では以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の種類	スポーツ災害共済

保険会社	大同火災海上保険株式会社
保険の種類	施設賠償責任保険

19. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	主任保育士 比嘉 江利子
受付責任者	園長 比嘉 節子
利用時間	午前9時～午後5時
連絡先	電話 098-958-0966
	FAX 098-923-2235
第三者委員	第三者委員 民生委員 山内 源徳 第三者委員 民生委員 真栄田 ミサエ
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

20 保育園内外における氏名等の掲示・記載について

- (1) 保育園における日々の児童の様子(表情、雰囲気等)を保護者や地域住民等へお伝えするため、児童の様子を含めた保育又は行事の実施状況を撮影し、撮影した写真等を保育園内外に掲示することがあります。
- (2) 保育園において児童の紹介を行うため、児童の氏名、誕生日又はその写真等を保育園内に掲示することがあります。
- (3) 保育園の利用に当たり、児童への貸出備品等を識別できるようにするため、名札、保育園内の貸出備品(靴箱、ロッカー、タオル掛け等)及び児童の製作物等に児童の氏名を記載、又は掲示することがあります。

21. その他運営に関すること

- ・「敷地内完全禁煙認定施設」となり、当園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・琉球保安警備隊に警備を依頼しています。
- ・当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項については「入園のしおり」に掲示するものとします。

別 表 1

保育時間と延長保育について

●スポット（1回ずつ）利用



- 土曜日
- ・保育標準時間 7:00 ～ 18:00まで
 - ・保育短時間 8:00 ～ 16:00まで ※土曜日は延長保育はありません
- ※毎月第3土曜日は職員研修のため午後1時までの保育となります
変更になる場合は、事前に園だより等でお知らせします。

- 休園日
- 日曜日・祝祭日・慰霊の日（6月23日）等
年末年始（12月29日～31日、1月1日～1月3日）

延長保育料金表

保育標準時間	18:00～19:00	300円
保育短時間	7:00～7:59	150円
	16:00～16:59	150円
	17:00～17:59	150円
	18:00～19:00	150円

●延長保育の月極利用

金額	1時間	2時間	3時間	4時間
	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円
利用	①	①+②	①+②+③	①+②+③+④
時間帯	②	②+③	②+③+④	

（※）月極利用については就労等で通常保育時間内に恒常的に迎えができない場合等に
利用できます。

月極利用する場合は、当園へその旨の証明等を添付した申請書類の提出
（月極保育申込書と勤務証明書の提出）が必要になります。

別表2. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
新年度用品に係る費用	カラー帽子(新入園児のみ) クラスカラーがあります	1,000円
	食事用エプロン(すみれ、さくら組のみ)	1,700円
	お手紙入れ	100円
	色鉛筆(ちゅうりっぷ、ひまわり組のみ)	100円
	クレヨン(ちゅうりっぷ、ひまわり組のみ)	600円
	粘土+粘土ケース(ちゅうりっぷ、ひまわり組のみ)	600円
記念写真代 スナップ写真メディア代	記念写真代(年度末に撮影)	2,000円程度
園外保育に係る費用	入園料「こどもの国」(予定)	
延長保育利用に係る費用	延長保育を利用した場合に徴収	詳細は園のしおり参照
給食費	ひまわり組、ちゅうりっぷ組(3,4歳児) は給食費を徴収します	月額 6,000円 主食費 1,000円 副食費 5,000円 徴収方法は口座振替のみとなります。 振替手数料1回につき100円(税抜き) です。詳細は次ページの給食費徴収に 係る確認事項をご一読ください。

給食費徴収に係る確認事項

- (1) 保護者負担軽減のため代金収納代行業者リウコムを通して口座振替(口座引落)にて徴収します。
登録口座は、沖縄県内の主要銀行並びにゆうちょ銀行に対応します。
対応銀行:琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、
沖縄県農業協同組合、ゆうちょ銀行(順不同)
- (2) 会計透明性の確保、厳正な徴収管理、現金管理に伴う安全性を確保するという理由から現金での徴収は行いません。
- (3) 園児1人につき月額徴収税額は6,000円(主食費1,000円、副食費5,000円)とします。
ただし、読谷村の認定により一部補助、免除になる世帯があります。
- (4) 給食費は月額であり、欠席や土曜保育を利用しない場合であっても減額されることはありません。
- (5) 給食費は月額であり、月途中の入園、退園等の場合でも当月分を全額徴収します。
- (6) 口座振替日は毎月20日、当月徴収です。20日が土日祝日の場合には、翌営業日振替となります。
- (7) 新年度については、口座登録に時間を要するため、4月分、5月分をまとめて5月に徴収します。
年度途中の入園の場合も同様に、2か月分をまとめて徴収します。
- (8) 保育料の口座振替と同様に、振替日、振替額の事前通知は行わないものとします。
- (9) 1件の振替手続きにつき100円(税抜き)の手数料を加算します。残高不足、登録口座不備等で振替ができなかった場合でも手数料が発生するため、翌月の給食費に合算して徴収します。
- (10) 口座振替が不要であった場合、園から別途その旨を書面で通知します。
- (11) 給食費の徴収状況は読谷村へ報告を行い、随時適切な対応の指示を仰ぎます。
- (12) 長期にわたり給食費の支払いが滞る場合には、納付している方としていない方の受益者負担の公平性を確保するため、保護者の同意に基づき児童手当からの申し出徴収が実施されます。
- (13) 領収書の発行は行いません。通帳記載の項目、または振込利用明細書をその代わりとします。
- (14) 兄弟姉妹が在園している場合には、基本的に同一口座からまとめて徴収します。その際の振替手数料は金額に拘わらず1件分のみになります。保護者の申し出により、振替口座を別々に登録することができます。
- (15) 上記の確認事項に同意の上で、保育園は給食の提供を行います。

重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

保育所における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 社会福祉法人和良陽福祉会わらび保育園

説明者 園長 比嘉 節子

私は、本書面に基づいて わらび保育園 の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所

保護者氏名

印

児童との続柄

児童名

児童名

児童名

〈重要事項説明について〉

内容に変更がない限り、卒園もしくは退所するまでの期間有効とします。説明については
今回のみと致します。